

令和3年第1回定例会（2月議会）  
予算及び付託議案審査関係資料（当初関係）

令和3年2月10日  
総務部

【予算関係】

- 資料1 令和3年度当初予算に関する説明資料  
(財政課)
- 資料2 県人会ネットワーク化推進事業について  
(総務課)
- 資料3 お成り事務費について  
(秘書課)
- 資料4 障害者雇用事業について  
(人事課)
- 資料5 民間企業人材活用事業について  
(人事課)
- 資料6 広報事業について  
(広報広聴課)
- 資料7 地域防災力強化事業について  
(総合防災課)

【議案関係】

- 資料8 「秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第54号）  
(総務課)
- 資料9 「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第55号）  
(人事課)

資料1 (当初予算関係)

令和3年2月10日  
財政課

令和3年度当初予算  
に関する説明資料

( 議案第32号 )

令和3年度当初予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 県 税	△ 4,312,900	地方消費税(譲渡割) 403,000 ( 16,484,000 → 16,887,000 ) 県民税(株式譲渡割) 189,000 ( 251,000 → 440,000 ) 軽油引取税 178,100 ( 8,929,000 → 9,107,100 )	事業税(法人分) △ 3,137,000 ( 18,240,000 → 15,103,000 ) 県民税(法人分) △ 659,000 ( 2,300,000 → 1,641,000 ) 県民税(個人分) △ 512,000 ( 25,229,000 → 24,717,000 )
2 地方消費税清算金	△ 298,000		地方消費税清算金 △ 298,000 ( 43,315,000 → 43,017,000 )
3 地方譲与税	△ 6,752,000		特別法人事業譲与税 △ 6,561,000 ( 17,632,000 → 11,071,000 )
4 地方特例交付金	34,000	地方特例交付金 34,000 ( 501,000 → 535,000 )	
5 地方交付税	4,520,000	地方交付税 4,520,000 ( 194,122,000 → 198,642,000 )	
6 交通安全対策特別交付金	28,000	交通安全対策特別交付金 28,000 ( 270,000 → 298,000 )	
7 分担金及び負担金	△ 375,568	民生費負担金 796 ( 8,713 → 9,509 )	農林水産業費負担金 △ 247,730 ( 1,307,852 → 1,060,122 ) 農林水産業費分担金 △ 87,424 ( 941,585 → 854,161 )
8 使用料及び手数料	35,767	畜産業手数料 173,736 ( 5,679 → 179,415 ) 土木管理手数料 16,393 ( 95,581 → 111,974 ) 体育施設使用料 5,112 ( 104,825 → 109,937 )	高等学校使用料 △ 55,022 ( 2,244,695 → 2,189,673 ) 港湾使用料 △ 46,956 ( 886,879 → 839,923 ) 企画手数料 △ 23,875 ( 26,324 → 2,449 ) 警察管理手数料 △ 23,452 ( 851,066 → 827,614 ) 住宅使用料 △ 9,901 ( 610,325 → 600,424 )
9 国庫支出金	△ 12,120,216	衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 802,720 ( 0 → 802,720 ) 過年災害復旧事業費 484,594 ( 339,791 → 824,385 ) あきた企業立地促進助成事業費 229,141 ( 0 → 229,141 ) 高能率生産団地路網整備事業費 185,653 ( 247,205 → 432,858 )	地方道路交付金事業費 △ 2,696,116 ( 7,263,535 → 4,567,419 ) 河川改修事業費 △ 1,698,871 ( 3,085,871 → 1,387,000 ) 地方道路改築補助事業費 △ 1,172,600 ( 1,445,400 → 272,800 ) 産地競争力強化対策費 △ 1,105,680 ( 1,726,130 → 620,450 ) 基盤整備促進事業費 △ 976,297 ( 999,544 → 23,247 )
10 財産収入	18,634	土地売却収入 45,428 ( 35,521 → 80,949 ) 土地貸付収入 6,731 ( 101,370 → 108,101 )	畜産物売却収入 △ 12,814 ( 98,192 → 85,378 ) 不要物品売却収入 △ 8,615 ( 41,914 → 33,299 ) 建物貸付収入 △ 8,507 ( 270,574 → 262,067 )

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
11 寄 附 金	△ 14,589	商業振興費 4,400 ( 0 → 4,400 ) 中小企業振興費 671 ( 100 → 771 ) 少子化対策事業費 590 ( 2,010 → 2,600 )	生涯学習振興費 △ 7,000 ( 7,000 → 0 ) 造林費 △ 6,000 ( 6,000 → 0 ) ふるさと納税寄附金 △ 5,000 ( 5,500 → 500 )
12 繰 入 金	△ 988,509	中小企業経営安定臨時対策基金繰入金 534,040 ( 0 → 534,040 )	財政調整基金繰入金 △ 1,383,000 ( 2,560,000 → 1,177,000 ) 地域活性化対策基金繰入金 △ 430,000 ( 430,000 → 0 )
13 繰 越 金			
14 諸 収 入	3,863,813	経営安定資金貸付事業 2,327,760 ( 0 → 2,327,760 ) 県制度資金貸付金元利収入 1,401,595 ( 33,089,284 → 34,490,879 )	秋田・盛岡間新幹線直行特急化事業貸付金元利収入 △ 723,141 ( 1,063,169 → 340,028 )
15 県 債	△ 852,432	臨時財政対策債 11,057,000 ( 16,978,000 → 28,035,000 ) あきた芸術劇場整備事業費 748,600 ( 3,156,600 → 3,905,200 ) 高等学校整備事業費 640,300 ( 2,988,600 → 3,628,900 ) 老人福祉施設等整備事業費 407,900 ( 161,000 → 568,900 ) 警察施設整備事業費 330,000 ( 736,200 → 1,066,200 )	土木自然災害防止事業費 △ 2,188,800 ( 4,470,300 → 2,281,500 ) 河川改修事業費 △ 1,736,200 ( 3,088,200 → 1,352,000 ) 土木河川等整備事業費 △ 1,529,100 ( 2,379,500 → 850,400 ) 地方道路交付金事業費 △ 1,457,700 ( 4,231,200 → 2,773,500 ) 地方道路等整備事業費 △ 1,198,800 ( 5,563,800 → 4,365,000 )
合 計	△ 17,214,000	579,414,000→562,200,000	

令和3年度当初予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費	△ 1,902	給与費 2,071 ( 264,986 → 267,057 )	議員報酬費 △ 3,724 ( 625,268 → 621,544 )
2 総務費	4,324,793	あきた芸術劇場整備事業 2,012,939 ( 6,855,939 → 8,868,878 ) 県税収入に係る選付金及び選付加算金 1,900,000 ( 900,000 → 2,800,000 ) 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 802,720 ( 0 → 802,720 )	国勢調査費 △ 461,521 ( 461,897 → 376 ) 新複合化相談施設整備事業 △ 414,376 ( 523,174 → 108,798 ) 県有建築物大規模修繕事業 △ 267,104 ( 697,156 → 430,052 )
3 民生費	504,229	老人福祉施設等環境整備事業 436,909 ( 172,836 → 609,745 ) 新複合化相談施設整備事業 298,441 ( 57,700 → 356,141 ) 介護給付費負担金 297,052 ( 18,163,925 → 18,460,977 ) 介護・訓練等給付費等負担金 201,672 ( 5,743,325 → 5,944,997 ) 後期高齢者医療保険基盤安定負担事業 197,868 ( 2,485,119 → 2,682,987 )	地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業 △ 482,644 ( 1,493,798 → 1,011,154 ) 地域医療介護総合確保基金積立金 △ 469,648 ( 469,748 → 100 )
4 衛生費	△ 294,127	医療ネットワーク推進事業 352,419 ( 24,767 → 377,186 ) 妊娠・出産への健康づくり支援事業 76,509 ( 107,166 → 183,675 ) 難病等医療費助成事業 76,180 ( 1,367,070 → 1,443,250 )	救急医療対策事業 △ 483,911 ( 1,102,835 → 618,924 ) 生活基盤施設耐震化等交付金事業 △ 354,763 ( 1,008,495 → 653,732 )
5 労働費	△ 84,455	職業転換訓練事業費 871 ( 2,808 → 3,679 )	職業能力開発支援事業 △ 32,801 ( 566,707 → 533,906 ) 人材確保・定着推進事業 △ 30,770 ( 61,715 → 30,945 )
6 農林水産業費	△ 6,941,525	施設・設備整備費 304,678 ( 42,006 → 346,684 ) 基幹水利施設ストックマネジメント事業 214,808 ( 1,109,383 → 1,324,191 )	治山事業 △ 1,602,222 ( 3,572,147 → 1,969,925 ) 農村地域防災減災事業 △ 1,149,474 ( 3,228,871 → 2,079,397 ) 産地パワーアップ事業 △ 1,027,025 ( 1,033,025 → 6,000 ) 農地耕作条件改善事業 △ 981,830 ( 988,330 → 6,500 ) 水利施設整備事業 △ 736,475 ( 1,169,390 → 432,915 )

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
7 商 工 費	2,361,662	経営安定資金貸付事業 7,852,337 ( 14,912,655 → 22,764,992 ) 航空機システム電動化研究・開発推進事業 260,126 ( 424,794 → 684,920 )	中小企業振興資金貸付事業 △ 3,368,031 ( 15,521,749 → 12,153,718 ) 企業立地促進事業 △ 1,000,525 ( 1,978,284 → 977,759 ) あきた企業立地促進助成事業「環境・エネルギー型、資源素材型」 △ 290,457 ( 408,259 → 117,802 )
8 土 木 費	△ 17,291,698	国直轄河川事業負担金 402,082 ( 6,856,672 → 7,258,754 ) 重要港湾改修事業 317,800 ( 431,000 → 748,800 ) 地すべり対策事業 94,400 ( 121,600 → 216,000 ) 火山砂防事業 60,000 ( 147,000 → 207,000 )	地方道路交付金事業 △ 6,063,187 ( 13,965,787 → 7,902,600 ) 河川改修事業 △ 3,380,125 ( 6,291,325 → 2,911,200 ) 県単河川改良事業 △ 2,663,470 ( 4,554,150 → 1,890,680 ) 河川災害復旧助成事業 △ 1,114,258 ( 1,963,427 → 849,169 )
9 警 察 費	267,525	ヘリコプター維持管理事業 770,206 ( 107,649 → 877,855 )	横手警察署改築事業 △ 512,444 ( 512,444 → 0 )
10 教 育 費	△ 1,355,596	横手高等学校整備事業 634,388 ( 1,005,267 → 1,639,655 ) 教育施設除却事業 512,210 ( 49,457 → 561,667 ) 大曲高等学校整備事業 466,135 ( 212,165 → 678,300 )	教育委員会給与費 △ 1,705,793 ( 87,538,355 → 85,832,562 ) 能代科学技術高等学校整備事業 △ 1,151,519 ( 1,799,455 → 647,936 )
11 災 害 復 旧 費	959,893	過年発生土木災害復旧事業 746,681 ( 531,333 → 1,278,014 ) 県単災害復旧事業 177,700 ( 1,151,100 → 1,328,800 )	
12 公 債 費	△ 444,799		公債費 (元金) △ 221,579 ( 87,396,255 → 87,174,676 ) 公債費 (利子) △ 202,274 ( 8,501,481 → 8,299,207 )
13 諸 支 出 金	782,000	地方消費税清算金 553,000 ( 17,309,000 → 17,862,000 ) 法人事業税交付金 239,000 ( 890,000 → 1,129,000 )	環境性能割交付金 △ 86,000 ( 422,000 → 336,000 ) 配当割交付金 △ 30,000 ( 217,000 → 187,000 )
14 予 備 費			
合 計	△ 17,214,000	579,414,000→562,200,000	

令和3年度当初予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 人件費	△ 1,030,226	知事部局等給与費 355,083 ( 29,175,610 → 29,530,693 )	教育委員会給与費 △ 1,705,793 ( 87,538,355 → 85,832,562 )
2 物件費	1,886,854	ヘリコプター維持管理事業 595,041 ( 106,918 → 701,959 ) 教育施設除却事業 561,667 ( 0 → 561,667 ) 情報基盤システム再構築事業 446,840 ( 60,377 → 507,217 ) 施設・設備整備費 313,217 ( 21,995 → 335,212 )	国勢調査費 △ 451,430 ( 451,806 → 376 )
3 その他の行政経費	扶助費 152,862	児童保護費負担金 105,042 ( 985,504 → 1,090,546 )	生活保護費 △ 73,553 ( 1,542,089 → 1,468,536 )
		難病等医療費助成事業 77,840 ( 1,330,539 → 1,408,379 )	肝炎治療特別促進事業 △ 41,936 ( 115,521 → 73,585 )
		妊娠・出産への健康づくり支援事業 51,655 ( 93,425 → 145,080 )	
	補助費等 6,436,208	経営安定資金貸付事業 2,893,837 ( 123,655 → 3,017,492 )	生活基盤施設耐震化等交付金事業 △ 365,451 ( 1,007,040 → 641,589 )
		県税収入に係る還付金及び還付加算金 1,900,000 ( 900,000 → 2,800,000 ) 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 742,220 ( 0 → 742,220 )	
積立金 △ 720,916	奨学金貸与・返還助成事業 139,143 ( 135 → 139,278 )	地域医療介護総合確保基金積立金 △ 469,648 ( 469,748 → 100 ) 子育て支援等臨時対策基金積立金 △ 312,001 ( 312,008 → 7 )	
投資及び出資金			
貸付金 1,287,763	経営安定資金貸付事業 4,958,500 ( 14,789,000 → 19,747,500 )	中小企業振興資金貸付事業 △ 3,329,000 ( 15,407,000 → 12,078,000 )	
4 維持修繕費 △ 604,808	県単道路維持修繕事業 58,664 ( 1,114,677 → 1,173,341 )	県単河川等環境維持修繕事業 △ 566,800 ( 626,300 → 59,500 )	

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
5 補助投資事業費	△ 18,771,884	あきた芸術劇場整備事業 2,013,296 ( 6,851,633 → 8,864,929 ) 新複合化相談施設整備事業 351,934 ( 0 → 351,934 )	地方道路交付金事業費 △ 6,793,187 ( 15,473,787 → 8,680,600 ) 河川改修事業 △ 3,380,125 ( 6,291,325 → 2,911,200 ) 治山事業 △ 1,602,222 ( 3,572,147 → 1,969,925 ) 農村地域防災減災事業 △ 1,141,108 ( 3,190,895 → 2,049,787 ) 河川災害復旧助成事業 △ 1,114,258 ( 1,963,427 → 849,169 )
6 単独投資事業費	△ 6,631,418	横手高等学校整備事業 650,685 ( 988,970 → 1,639,655 )	県単河川改良事業 △ 2,663,470 ( 4,554,150 → 1,890,680 ) 企業立地促進事業 △ 1,191,280 ( 1,978,284 → 787,004 ) 能代科学技術高等学校整備事業 △ 1,151,519 ( 1,799,455 → 647,936 ) 新複合化相談施設整備事業 △ 414,376 ( 523,174 → 108,798 )
7 補助災害復旧事業費	706,425	過年発生土木災害復旧事業 746,681 ( 531,333 → 1,278,014 )	
8 単独災害復旧事業費	172,500	県単災害復旧事業 177,700 ( 1,151,100 → 1,328,800 )	
9 国直轄事業負担金	249,038	国直轄河川事業負担金 402,082 ( 6,856,672 → 7,258,754 )	国直轄港湾事業負担金 △ 116,439 ( 1,866,179 → 1,749,740 )
10 公 債 費	△ 423,853		公債費(元金) △ 221,579 ( 87,396,255 → 87,174,676 ) 公債費(利子) △ 202,274 ( 8,501,481 → 8,299,207 )
11 繰 出 金	77,455	国保財政調整繰出事業 89,848 ( 4,618,551 → 4,708,399 ) 港湾整備事業特別会計繰出金 26,496 ( 302,072 → 328,568 )	高額医療費負担事業 △ 46,270 ( 634,507 → 588,237 ) 地域総合整備資金特別会計繰出金 △ 2,404 ( 12,877 → 10,473 )
合 計	△ 17,214,000	579,414,000→562,200,000	



## 県人会ネットワーク化推進事業について

令和3年2月10日

総務課

### 1 事業目的

県と県人会、県人会相互のネットワーク化を図りながら、県外における秋田の魅力や情報の発信など、県人会によるふるさと秋田の応援活動の展開につながる取組を進める。

### 2 事業内容

#### ○ 県と県人会の協働・連携による取組の実施

##### ① 県と県人会の双方向による秋田関連情報の収集・発信

- ・ 県人会ホームページ「あきたじん」の運営（県人会への入会申込み受付）
- ・ 「あきたじん通信」の発行

県から、移住・定住関連情報やAターン情報などを提供

県人会から、県にゆかりのある方々の様々な活動やイベント情報を提供

##### ② イベントなどを通じた県人会との連携

- ・ 全国ふるさと県人会まつり（名古屋市）における共同ブースの設置・運営など、県と県人会が連携して行う取組を推進

##### ③ 「あきた情報プラザ」を拠点とした県人会との連携

- ・ 北海道地区における県人会との連携促進と秋田の魅力に関する情報の発信

##### ④ 県人会等交流推進員の配置

- ・ 本庁と東京事務所、名古屋、大阪、福岡に「県人会等交流推進員」を配置し、全国各地の県人会情報の収集や、情報発信などを通じて県人会とのネットワーク化を促進

3 予算額

9,629千円 ( ⑩ 12千円、① 9,617千円 )

【うち債務負担行為設定分：「あきた情報プラザ」建物等使用料 2,231千円】

・報酬、手当	3,846千円
・委託料	2,035千円
・使用料	2,231千円
・旅費等	1,517千円

【参考】 県人会に係る主な数値データ

(令和2年度は1月末現在の数値)

1 県が把握している団体数及び会員数

- ・団体数： 236 (H27) → 204 (R1)
- ・会員数：76,624人 (H27) → 98,470人 (R1)

2 県人会ホームページ「あきたじん」アクセス数 (件)

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
13,184	30,709	18,563	63,869	60,471	39,461

※平成27年10月開設

3 フェイスブック「全国あきた県人会」アクセス数 (件)

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
102,403	128,118	119,496	79,520	85,549	49,841

※平成27年8月開設

4 「あきたじん」からの入会者数 (人)

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
45	108	91	110	98	52

※入会者の平均年齢：47.3歳

## お成り事務費について

令和3年2月10日

秘 書 課

## 1 事業目的

本年9月8日に開催する「令和3年度全国食生活改善大会並びに第51回全国食生活改善推進員協議会大会」に皇族の御臨席が予定されており、大会への御臨席や御視察が円滑に実施されるよう必要な準備や対応を行う。

## 2 大会概要

地域において食生活改善による健康づくり活動を自発的に推進している食生活改善推進員が一堂に会し、相互の交流を図り、連帯感を高めることにより、国民の健康づくりに寄与する。

- (1) 開催日 令和3年9月8日(水)
- (2) 会場 秋田市文化会館
- (3) 主催 一般財団法人日本食生活協会、全国食生活改善推進員協議会、秋田県
- (4) 後援 厚生労働省(予定)
- (5) 参加対象 食生活改善推進員、各都道府県・市町村行政担当者 約1,000名
- (6) 式典行事 事例研究発表、活動経過報告、大会宣言、厚生労働大臣表彰等

## 3 予算額 5,284千円 (⊖ 5,284千円)

- (1) 事前経費：御日程書の作成や宮内庁との協議などに要する経費
- (2) 当日経費：お列車二等の借上や御視察先での対応などに要する経費
- (3) 事後経費：大会終了後のお礼言上や記録誌の作成などに要する経費
- (4) その他：複写代や電話料金などの経常的経費

(単位：千円)

区 分	予 算 額	内 訳			
		事前経費	当日経費	事後経費	その他
報償費	100	0	0	100	0
旅 費	479	153	175	151	0
需用費	2,595	1,062	529	20	984
役務費	300	0	141	28	131
委託料	900	357	0	543	0
使用料	910	121	789	0	0
計	5,284	1,693	1,634	842	1,115

## 障害者雇用事業について

令和 3 年 2 月 1 0 日  
人 事 課

## 1 事業目的

県として法定雇用率を達成するとともに、障害者の職業生活における自立及び障害者と共に働くことに対する理解促進のため、障害者を雇用する。

## 2 事業内容

障害者を会計年度任用職員として、本庁や各地域振興局等において雇用する。

※ 令和 3 年 1 月末における本事業の雇用者数 34 人

## 3 予算額 63,398 千円 (⊕163 千円、⊖63,235 千円)

内 訳：報酬 42,709 千円、期末手当 8,756 千円  
社会保険料 8,873 千円、費用弁償 3,060 千円  
雇用人数：週 30 時間勤務 28 人、週 20 時間勤務 6 人

## 4 令和 3 年度の雇用率の見込み

令和 3 年 3 月 1 日より法定雇用率が 2.50% から 2.60% へ引き上げられるが、本事業による任用と、令和 3 年度新規採用者数等を踏まえると、令和 3 年度も法定雇用率は達成できる見込み。

## 【参考】障害者雇用率の推移 (各年 6 月 1 日時点)

	H28	H29	H30	R1	R2
法定雇用率	2.30%	2.30%	2.50%	2.50%	2.50%
実雇用率	2.50%	2.34%	2.46%	2.56%	2.98%

## 民間企業人材活用事業について

令和3年2月10日

人 事 課

### 1 事業目的

ANAグループ及び日本航空株式会社において、地方自治体等への社員の出向を行うこととしており、航空運送事業を中心に国内・海外旅行商品等の企画販売、地域活性化に向けた調査研究等、様々な事業を展開している企業グループの知見やノウハウを業務に活用するため、県が当該企業の社員を一定期間受け入れる。

### 2 事業内容

- (1) 受入人数：8人(予定)
- (2) 受入期間：1年間
- (3) 業務内容：観光振興、交通政策、県産品販売、女性活躍、人口減対策、企業誘致、国際交流、スポーツ振興 等

### 3 予算額 64,000千円(⊖ 負担金補助 64,000千円)

内訳：8,000千円(上限額)×8人

※ 人件費のほか、赴任・帰任旅費、派遣元との連絡調整に係る旅費等を含む。

## 広報事業について

令和3年2月10日  
広報広聴課

## 1 事業目的

県政情報を分かりやすく伝え、県民との情報共有を図るとともに、県政への参画と協働による取組を促すため、様々な媒体を活用した広報を実施する。

## 2 事業内容

## (1) 広報事業

## ① 全戸配布広報紙

県の施策等を詳しく紹介する県政特集を中心に、各種手続や催しに関する情報なども併せて発信する。

## ② 新聞広報

県の施策等を取り上げた特集記事などを地元紙に掲載する。

## ③ テレビ広報

県の施策と連動した地域の活性化を目指す取組などを紹介する。

## ④ ラジオ広報

各種事業の取組や催しに関する情報などを紹介する。

## (2) ソーシャルメディアによる情報発信力向上事業

県の施策と関連する若者の取組などを、「note」を使って紹介するとともに、情報発信力の向上のため、職員研修を行う。

## 3 予算額

60,451千円 (増3,841千円、減56,610千円)

※うち債務負担行為設定済み額 委託料・役務費 54,608千円

## (1) 広報事業

58,232千円

## ① 全戸配布広報紙

41,352千円

## ② 新聞広報

6,106千円

## ③ テレビ広報

9,797千円

## ④ ラジオ広報

977千円

{	委託料	33,982千円
	役務費	23,980千円
	報償費・旅費等	270千円

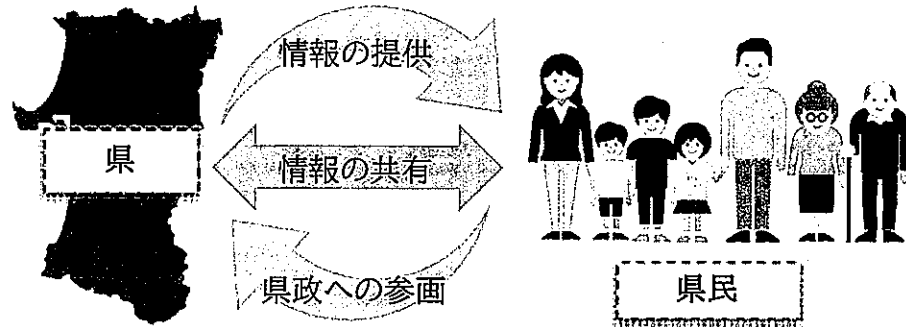
## (2) ソーシャルメディアによる情報発信力向上事業

2,219千円

{	委託料	2,091千円
	報償費・旅費	128千円

## 目的

県政情報を分かりやすく伝え、県民との情報共有を図るとともに、県政への参画と協働による取組を促す。



## 県広報を取り巻く現状

情報取得方法の多様化

県民総参加による県政推進のため  
高まる情報発信の重要性

新聞記事やニュース番組  
を通じた県政情報の取得

## 令和3年度事業の実施方針

【方針1】  
媒体の特性を  
活かした情報発信

【方針2】  
ソーシャルメディアに  
よる情報発信力向上

県民の県政への参画

【方針3】  
職員の  
広報力強化

【方針4】  
積極的な  
パブリシティの活用

## 方針

### 方針1：媒体の特性を活かした情報発信

#### ◇重点広報事項◇

- I 県政情報の効果的な発信と県民との情報共有の推進  
・第3期ふるさと秋田元気創造プランの進捗と成果  
・各種施策や事業、イベント情報 ほか
- II 地域の活性化に向けた県民の取組の紹介  
・地域資源を活かした地域づくり  
・県民や企業、団体等の先進的な取組 ほか



紙媒体

#### 全戸配布広報紙

県民に等しくかつ広範囲な情報を  
伝達できる媒体  
・41万3千部印刷・配布  
・年6回奇数月発行、8頁

#### 新聞広報

詳しい説明を加えた特集記事の  
掲載に適している媒体  
・地元紙に年4回掲載  
・テレビ面下全5段



電波媒体

#### テレビ広報

イメージ伝達や臨場性に優れて  
いる媒体  
・民放3局で放送  
・5分番組、年12回(月1回)

#### ラジオ広報

仕事中や運転中でも聴取できる  
媒体  
・民放FM1局で放送  
・3分番組、年24回(月2回)



ウェブ媒体

#### ウェブサイト

掲載できる情報量が多く、かつ、  
即時性に優れている媒体  
・県公式ウェブサイト「美の国あきた  
ネット」

#### ソーシャルメディア

即時性と情報の拡散性に優れた  
媒体  
・県公式Facebook  
・県公式Twitter  
・県公式note

### 方針2：ソーシャルメディアによる情報発信力向上

情報取得媒体の変化に対応し、若年層にもしっかりと県政情報を届けるため、  
ソーシャルメディアによる情報発信力を向上させる。

- 内容 ①外部(民間)のライターによるnoteへの記事投稿 月1回  
②広報広聴課職員による現場取材とnoteへの投稿 月1回  
③ // によるFacebook・Twitterへの投稿 月1回以上  
④外部講師による職員研修会の開催

### 方針3：職員の広報力強化

#### 外部視点の活用

#### 外部講師による職員研修会の実施

対象：職員  
回数：3回  
内容：ソーシャルメディアによる  
効果的な情報発信方法等

#### 内部情報の活用

#### 部局横断的な 情報共有の推進

・情報発信のノウハウ  
・写真、映像、音声等の  
素材情報

### 方針4：積極的なパブリシティの活用

適時に伝わる新聞記事やテレビニュース等を活用した情報発信  
・知事記者会見、知事コメント  
・記者レクチャー(記者会見)  
・ブリーフィング  
・報道機関への資料提供

## 地域防災力強化事業について

令和 3 年 2 月 1 0 日

総 合 防 災 課

### 1 事業目的

近年、頻発化・激甚化する自然災害に備えるため、自主防災組織の育成強化や住民の防災訓練参加などにより、地域における地域防災力の更なる強化を図る。

### 2 事業内容

#### (1) 自主防災組織育成強化事業 【556千円】

##### ① 秋田県自主防災アドバイザー派遣事業 (285千円)

ア 派遣先：自治会、町内会、民間企業等

イ 実施内容：自主防災組織の運営に関する助言  
日常的な防災活動に関する助言  
防災知識の普及及び啓発

##### ② 自主防災組織リーダー等スキルアップ研修会 (271千円)

ア 開催時期：令和4年3月上旬

イ 内 容：防災気象情報の収集・見方、活用方法等及び住民避難に関する講義及び演習  
先駆的自主防災組織における活動事例の発表  
自主防災組織活動と地区防災計画に関する講義及び演習

#### (2) 防災訓練事業 【1,339千円】

県と市町村の共催による総合防災訓練及び冬期防災訓練を実施する。

① 総合防災訓練 開催日：令和3年8月29日

開催地：湯沢市

② 冬期防災訓練 開催日：令和4年2月(予定)

開催地：仙北市



(3) 自主防災組織リーダー育成支援事業 【2,000千円】

自主防災組織の立ち上げや活性化等を図るため、市町村が行う自主防災組織リーダーの育成を支援する。

- ① 補助先：2市町村
- ② 補助率：2分の1
- ③ 補助限度額：1市町村当たり1,000千円
- ④ 対象経費：防災士資格取得費用、研修費用、防災教育用物品、印刷費、報償費等

3 予算額

3,895千円 ( ⊖ 3,895千円 )

「秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 5 4 号）

令和 3 年 2 月 1 0 日  
総 務 課

1 個人番号の利用に係る取扱い

個人番号（以下「マイナンバー」という。）の利用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）により取り扱うことができる事務が限定されており、地方公共団体は社会保障・地方税・防災に関する事務等に限り、独自に条例で定めることにより、利用事務を追加できるものとされている。

2 改正理由

高等学校等専攻科<sup>(注1)</sup>に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金<sup>(注2)</sup>（以下「給付金」という。）及び県内の専攻科に在学する生徒に対する授業料に係る支援金<sup>(注3)</sup>（以下「支援金」という。）の支給に関する事務の効率化を図るため、同事務をマイナンバーを利用することができる事務（独自利用事務）に追加する必要がある。

(注 1) 高等学校等専攻科 … 資格取得のための教育等を実施する課程。高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校に設置できる。

(注 2) 高等学校等専攻科奨学給付金 … 一定の所得未満の世帯に対し、授業料以外の教育費（教材費など）を支援する制度

(注 3) 高等学校等専攻科修学支援金 … 一定の所得未満の世帯に対し、授業料を支援する制度

(参考) 世帯年収の目安と給付金・支援金の額

	年収 270 万円未満 ※住民税非課税世帯		年収 270 万円～380 万円	
	公立	私立	公立	私立
給付金	36,500 円	38,100 円	—	—
支援金	118,800 円	427,200 円	59,400 円	213,600 円

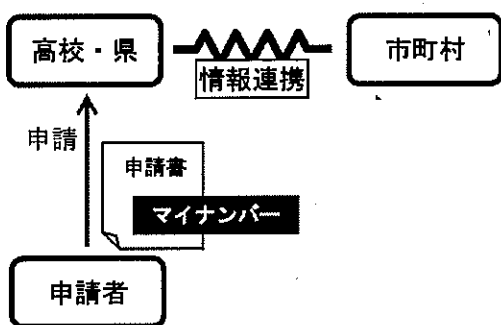
※県内では、県立湯沢翔北高校の介護福祉科と生産技術科が対象。

### 3 改正内容

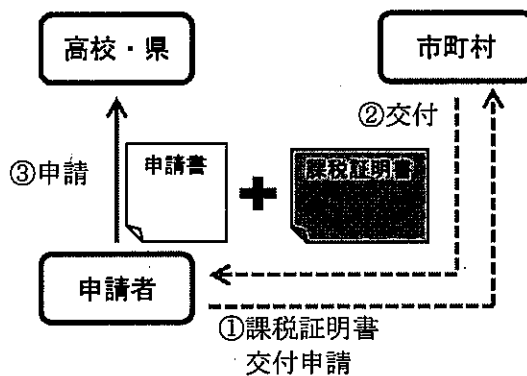
高等学校等専攻科の給付金及び支援金の支給に関する事務であって、規則又は教育委員会規則で定めるものをマイナンバー利用事務に加えることとする（別表第一関係）。

なお、この改正により、給付金及び支援金の申請の際にマイナンバーを記載することで課税証明書の添付が不要となり、市町村から交付を受ける手続や費用負担が軽減される。

#### 【改正後】



#### 【改正前】



### 4 施行期日

令和3年4月1日

秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

別表第一（第三条関係）

執行機関	事務
一・二略	略
三 知事又は教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等（同条第三号の特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒若しくは学生の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下この項において同じ。）又は高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則又は教育委員会規則で定めるもの
四略	略
五 知事又は教育委員会	高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する生徒に対する授業料に係る支援金の支給に関する事務であつて規則又は教育委員会規則で定めるもの
六・七略	略

旧

別表第一（第三条関係）

執行機関	事務
一・二略	略
三 知事又は教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等（同条第三号の特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則又は教育委員会規則で定めるもの
四略	略
五・六略	略

「知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」  
について (議案第55号)

令和3年2月10日

人 事 課

## 1 改正理由

現下の経済状況に鑑み、知事等の退職手当について一定の割合に相当する額を減ずる特例措置を講ずる必要がある。

## 2 改正内容

知事等の現在の任期に係る退職手当について、知事にあつては100分の15、副知事及び常勤の監査委員にあつては100分の10に相当する額を減ずることとする。

(附則第9項関係)

区分 職	条例本則による 退職手当の額	減額後の 退職手当の額	減額率 減少額
知 事	40,656,000円	34,557,600円	△ 15% △ 6,098,400円
副 知 事	20,088,000円	18,079,200円	△ 10% △ 2,008,800円
常勤監査 委員	6,432,000円	5,788,800円	△ 10% △ 643,200円

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>附則 158 略</p> <p>9 知事等の退職手当の額は、知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和三年秋田県条例第 号）の施行の際現に知事等の職にある者に支給するものであつて同条例の施行の日を含む任期に係るもの限り、第十条及び第十条の二並びに附則第四項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の十五、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p>	<p>附則 158 略</p> <p>9 知事等の退職手当の額は、知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年秋田県条例第三号）の施行の際現に知事等の職にある者に支給するものであつて同条例の施行の日を含む任期に係るもの限り、第十条及び第十条の二並びに附則第四項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の十五、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p>